

中原区区民アンケート実施要綱

(目的)

第1条 中原区政に対する区民の意識を、多面的に調査することにより、調査結果を区政運営や地域課題の解決の参考にすることを目的として中原区区民アンケート（以下「アンケート」という。）を実施する。

(調査の設計)

第2条 調査の設計は次のとおりとする。

- (1) 調査地域：中原区全域
- (2) 調査対象：中原区在住の満18歳以上の男女個人
- (3) 母集団：住民基本台帳

(調査内容)

第3条 調査は「定点調査」、「特別調査」及び「属性調査」について行うものとする。

(調査項目)

第4条 定点調査は、原則として次の5項目について調査する。

- (1) 区民の定住状況
- (2) 生活環境評価
- (3) 区役所業務の評価・区のイメージ
- (4) 中原区役所の広報
- (5) 中原区役所の環境

2 特別調査は中原区役所において必要とする調査について、実施するものとする。

3 属性調査は回答者の属性を調査するもの（フェイスシート）とし、統計資料、内容分析に使用するものとする。

(責務)

第5条 区長は報告書を関係各方面に配布及び周知するとともに、調査結果が区政運営や地域課題の解決に活用するものとする。

(個人情報の適正管理)

第6条 アンケートの実施にあたり、その事務に従事する者は、当該事務により収集した個人情報を、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重かつ適正に管理しなければならない。

(事務処理の所管)

第7条 アンケートに関する事務処理は、中原区役所まちづくり推進部企画課が所管する。

(その他必要事項)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月16日から施行する。